平成２７年（フ）第８４１１号
東京都江東区南砂１丁目10―３―202、住民票上の住所東京都江東区森下１丁目10―７―302
債務者　藤本　智幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１２号
東京都世田谷区上馬１丁目20―14―202
債務者　片岡　八男
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１６号
東京都中野区本町４丁目３―２―101
債務者　佐藤亜希子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４１７号
神奈川県横浜市都筑区北山田１丁目８―12―501
債務者　早川美奈子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４１９号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ８街区３棟410号
債務者　中村こずえ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６１号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目５番22号　セゾンモリＢ101
債務者　生嶋　和枝
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０２号
横浜市都筑区茅ケ崎中央30番18号　ドリーム金子501号室
債務者　秋山　　淳
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５号
北海道旭川市旭町１条１丁目438番地の10　一番館101号室
債務者　鈴木　　功
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０５号
北海道旭川市忠和６条６丁目６番19号　トータルハイツ101
債務者　庄内　青見（旧姓早田）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１３号
北海道旭川市忠和６条７丁目６番９号　テラスハウス106
債務者　中村　京子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１５号
北海道深川市音江町字内園498番地
債務者　三浦　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１８号
北海道旭川市東光18条９丁目１番32号
債務者　松田　千夏
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
北海道空知郡上富良野町南町１丁目４番21号
債務者　仲川　康一
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２７号
北海道旭川市豊岡１条６丁目３番11号　豊岡１・６ハイツ205
債務者　栗谷川明実（旧姓廻）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
北海道旭川市末広東２条８丁目２番５号
債務者　久木　陸生
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部